

厚生労働省
東京労働局発表
令和元年 8 月 9 日

担 当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 安田 幸次 主任監察監督官 河村 直子 電話 03(3512)1612
--------	-----------------------------------------------------------------

東京都内の労働基準監督署における平成 30 年の定期監督等の実施結果 ～ 72.5%の事業場に法違反の改善指導を実施～

東京労働局（局長 土田浩史）では、平成 30 年に管内の 18 労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（ ）の結果について取りまとめましたので、公表します。

【定期監督等の実施結果のポイント】

- 1 定期監督等の実施事業場数： **12,668 事業場**
このうち、**9,188 事業場**（全体の 72.5%）で労働基準関係法令違反あり。
- 2 主な違反内容
違法な時間外労働があったもの： **2,837 事業場**（22.4%）
割増賃金不払があったもの： **2,470 事業場**（19.5%）
機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準に関する違反があったもの：
2,346 事業場（18.5%）

労働基準監督署では、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な定期監督等を実施し、法違反などを確認した場合は是正・改善を指導しています。また、重大・悪質な違反に対しては、送検手続をとるなど厳正に対処します。

定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告などを契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する検査のことです。その際、労務管理や安全衛生の状況を確認し、法令違反などがあれば是正・改善を指導します。

平成 30 年の定期監督等の実施状況

表 1 定期監督等の実施事業場数

	定期監督等 実施事業場数 (A)	労働基準関係法令違反が あった事業場数 (B)	B/A (%)
合計	12,668	9,188	72.5%
製造業	883	710	80.4%
鉱業	0	0	0.0%
建設業	5,210	3,738	71.7%
運輸交通業	528	396	75.0%
貨物取扱業	50	37	74.0%
農林業	5	2	40.0%
畜産・水産業	2	1	50.0%
商業	1,665	1,320	79.3%
金融広告業	312	176	56.4%
映画・演劇業	169	129	76.3%
通信業	42	19	45.2%
教育研究業	539	368	68.3%
保健衛生業	417	341	81.8%
接客娯楽業	693	551	79.5%
清掃・と畜業	226	190	84.1%
官公署	4	3	75.0%
その他の事業（注）	1,923	1,207	62.8%

（注）「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 主な違反内容

労働基準法違反

労働条件明示 (15条)	賃金不払 (23・24条)	労働時間 (32・40条)	休憩 (34条)	休日 (35条)	割増賃金 (37条)	就業規則 (89条)	賃金台帳 (108条)
1,336	541	2,837	396	219	2,470	1,077	1,500

労働安全衛生法違反

安全衛生管理体制 (10～19条 (14条を除く))	作業主任者 (14条)	安全基準 (20～25条)	衛生基準 (20～25条)	特定元方事業者 ・注文者 (30・31条)	定期自主検査 (45条)	作業環境測定 (65条)	健康診断 (66条)
1,096	359	2,346	304	699	181	163	2,051